

2019年5月13日

各 位

会社名	デンカ株式会社
代表者名	代表取締役社長 山本 学 (コード：4061 東証第1部)
問合せ先	総務部長 浅見 清 (TEL 03 - 5290 - 5055)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年1月15日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、2019年6月20日に開催予定の当社第160回定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

これに伴い、当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、当社第160回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の要旨

- ①監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定を削除し、監査等委員および監査等委員会に関する規定を新設するとともに、関係条文について所要の変更を行います。
- ②併せて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定を新設します。
- ③上記に伴い、その他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設および条数等の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月20日
定款変更の効力発生日	2019年6月20日

以 上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 会計監査人 <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (定 員) 当社に取締役 <u>10名以内</u>を置く。</p> <p>第20条 (選 任) 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> (削除) 3 会計監査人 <p>第5条～第18条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (定 員) 当社に取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 9名以内を置く。 <u>当社に監査等委員である取締役6名以内を置く。</u></p> <p>第20条 (選 任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>

<p>第21条（任 期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第22条～第23条 （条文省略）</p> <p>第24条（招集者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役会長に事故があるとき、又は取締役会長を置かないときは、<u>取締役社長がこれに代り、取締役社長に事故があるときは、</u>予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>第25条（招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前にこれを発する。但し、緊急を要する場合は、更にこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） （条文省略）</p>	<p>第21条（任 期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 （現行通り）</p> <p>第24条（招集者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役会長に事故があるとき、又は取締役会長を置かないときは、予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>第25条（招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前<u>まで</u>にこれを発する。但し、緊急を要する場合は、更にこの期間を短縮することができる。</p> <p>第26条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） （現行通り）</p>
--	---

<p>第27条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第28条（社外取締役との責任限定契約） （条文省略）</p>	<p>第29条（社外取締役との責任限定契約） （現行通り）</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>（削除）</p>
<p>第29条～第37条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第30条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第31条（招集者） <u>監査等委員会は、予め監査等委員会で定めた監査等委員がこれを招集する。但し、他の監査等委員が招集することを妨げない。</u></p> <p>第32条（招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要する場合は、更にこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第38条（事業年度） （条文省略）</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第33条（事業年度） （現行通り）</p>

<p>第 39 条 (剰余金の配当の基準日) (条文省略)</p> <p>第 40 条 (中間配当) (条文省略)</p> <p>第 41 条 (除斥期間) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 34 条 (剰余金の配当の基準日) (現行通り)</p> <p>第 35 条 (中間配当) (現行通り)</p> <p>第 36 条 (除斥期間) (現行通り)</p> <p>附則</p> <p><u>第 160 回定時株主総会の終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。</u></p>
---	---

以 上